

でんさいネットサービス利用規程（兼預金口座振替規程）

佐野信用金庫（以下**当金庫**）といいます）は、**株式会社全銀電子債権ネットワーク**（以下**「でんさいネット」**）といます）の窓口金融機関として、**利用者**（以下**「お客様**）といいます）に提供するでんさいサービス（以下**「本サービス」**）といいます）について、次のとおり取扱いを行います。

第1条（利用の申込み）

1.本サービスを利用するには、本規程並びにでんさいネット業務規程及びでんさいネット業務規程細則（以下「業務規程等」と総称する）の内容を承認のうえ、当金庫所定の利用申込書に必要事項を記入して、当金庫が定める必要書類とともに当金庫に提出するものとします。
2.お申込みには、債務者として利用が可能な（この場合、債権者、電子記録保証人としても利用が可能）お申し込みのほか、次の利用を限定した特約でお申し込みをすることができます。

- 債権者利用限定特約
利用申込書またはお客様は、自らを債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない場合には、債権者利用限定特約でお申し込みをすることができます。
- 保証利用限定特約
利用申込書またはお客様は、自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録（保証人等とあっては支払等記録および変更記録）以外の電子記録を請求しない場合には、保証利用限定特約でお申し込みいただきます。

第2条（利用資格）

利用申込書またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全てを満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスを利用契約ができるものとします。
なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。

- 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合
 - 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること
 - パーソナルコンピュータから接続されるインターネット環境があること
 - 申込まれる当金庫本店に利用口座を有していること
- 債権者利用限定特約により利用される場合
 - 端末を利用できる環境があること
 - パーソナルコンピュータから接続されるインターネット環境があること
 - 申込まれる当金庫本店に利用口座を有していること
- 保証利用限定特約により利用される場合
 - 保証人自身が当金庫における取引を行っていること（本人確認等が行われていること）
 - 実際の電子記録債権への保証を実行するに当り、当金庫所定の手続きを行うこと

第3条（サービス内容）

- 当金庫は、お客様がでんさいネットを利用するにあたり、次のサービスを提供いたします。
 - 電子記録の請求に関するサービス
 - 電子記録の開示に関するサービス
 - でんさいの決済に関するサービス
 - 前3号に付随するサービス
- お客様は、業務規程等および本規程等に従って本サービスを利用するものとします。

第4条（電子記録の請求方法）

- 電子記録は、いずれかの方法で行うことができます。ただし、当金庫が定めた場合には、第2項の方法により電子記録の請求をすることとします。
 - 端末を用いた方法
 - 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法
なお、お客様が当金庫での電子記録債権サービスの利用開始を申込まれる場合には、前項第2号による方法のみといたします。
なお、お客様が自身の電子記録債権の発生記録・譲渡記録等、お客様とお客様の取引先との間の各種取引を原因とする電子記録の請求を行う場合には、前項第1号による方法のみといたします。
但し、当金庫所定の条件によっては、前1項第2号による方法での電子記録請求が可能となる場合があります。
- お客様が保証利用限定特約より利用される場合には、前第1項2号による方法のみといたします。

第5条（予約請求）

- お客様は、電子記録の請求において、電子記録を行う日を指定することができます。
- 電子記録を行う日を指定した請求については、前条第2項による場合、電子記録を行う日の2営業日前までに、当該請求を取り消す旨お申し出ください。

第6条（一括請求機能）

- お客様は、発生記録請求・譲渡記録請求・分割譲渡記録請求について、それぞれ複数の記録請求を一括して行うことができます。
- 前項の取扱いには端末を用いた方法でのみ利用できます。利用方法は当金庫が別に定める利用手順書等によりします。

第7条（債権者請求方式の発生記録請求）

- 債権者請求方式の発生記録請求は当金庫ではお取扱いたしません。
- 前項の規程による請求は、当該発生記録請求の債務者の窓口金融機関が債務者に対してこの取扱いを認めている場合においても、当金庫からの債権者請求方式での発生記録請求はできませんので、ご注意ください。

第8条（指定許可機能）

- お客様は、当金庫が認めた場合には、お客様自らを電子記録義務者または電子記録権利者とする電子記録の請求をできる権限を付与する相手方を予め指定しておくことができます。指定許可機能は、でんさいネット利用申込書（兼預金口座振替依頼書）内の指定許可項目を記載いただくことでご利用いただけます。
- 前項の規程によって指定することができます。発生記録請求、譲渡記録請求、単独保証記録請求に限ります。

第9条（請求の制限）

- お客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、お客様自身が請求することができる電子記録の範囲を制限することができます。
- 前項の制限を解除する場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にお持込みいただくことにより、当該制限を解除することができます。ただし、当該解除は、当金庫が認めた場合に限るものとします。

第10条（電子記録の通知）

- 当金庫では、電子記録の通知について、次のとおり取扱います。
 - 当金庫は、電子記録された内容を、お客様に端末を用いた方法で通知します。
 - 前号の方法により通知できないものについては、別途、当金庫所定の方法により通知します。
- 保証利用限定特約より利用される場合には、前項第2号による方法のみといたします。

第11条（電子記録の語否）

単独保証記録の語否依頼通知、変更記録の語否依頼通知、支払等記録の語否依頼通知に対して、第4条第2項の方法により承諾または否認を行う場合には、でんさいネット業務規程に定める期間の2営業日前までにお申し出ください。

第12条（開示の請求）

- お客様は、次のいずれかの方法で、債権記録に記録されている事項および記録請求の際に提供された情報の開示を請求することができます。ただし、当金庫が定めた場合には、第2号の方法により開示の請求をすることとします。
 - 端末を用いた方法
 - 当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただく方法
- 開示の請求結果の通知については、第10条と同様に取り扱います。

第13条（端末を用いた方法の本人確認等）

お客様が端末を用いた方法により、本サービスをご利用いただく際には、次のとおり取扱いを行わせていただきます。

- 利用責任者
 - お客様は、端末を用いた方法において、お客様を代表する管理者（以下「管理者」といいます）を当金庫所定の手続きにより登録するものとします。
 - 管理者は、管理者が定めた一定の範囲内で、本サービスの利用に関する管理者の権限を代行する

利用者（以下「代行利用者」といいます）を、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。
（3）お客様は、管理者の変更または管理者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより変更登録するものとします。当金庫は、お客様での変更登録処理が完了するまでの間、管理者の変更または管理者の登録内容に変更がないものとして処理することができるとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

（4）管理者は、代行利用者の追加登録・削除または代行利用者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより登録するものとします。当金庫は、お客様での変更登録処理が完了するまでの間、代行利用者の追加登録・削除または代行利用者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

2. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限ります。加えて、本人確認につき、当金庫所定の方法により、かかる端末に当金庫が発行する電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、インストールしていただく必要があります。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

- 本人確認の対象
当金庫は、電子証明書および各種暗証番号によりお客様の確認を行っていただきます。

4. **電子証明書の発行**
電子証明書は、当金庫所定の方法により、お客様の管理者および代行利用者に対して（代行利用者に対しては管理者を通じて）発行します。

- お客様暗証番号等の登録**
 - お客様登録用暗証番号は、お客様自身が決定し、申込書により当金庫に届け出てください。
 - 管理者は、本サービスの利用開始前に、端末によりお客様暗証番号およびお客様確認暗証番号を当金庫所定の方法により登録します。
なお、お客様がご利用になる暗証番号は、上記登録により前第1号による届出暗証番号から変更となり、以降の暗証番号は当金庫が知りえないものとなります。
 - 前第2号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。
 - 当金庫が提供するくさのしんWEB－F B>をご利用いただいているお客様においては、申込書により同サービスで使用している電子証明書、ログインパスワードを、それぞれ本サービスの電子証明書、ログインパスワードとして届出ることができます。なお、本サービスで利用する承認パスワード等の登録が別途必要になります。
- 利用者暗証番号等の登録**
 - 管理者は、端末により代行利用者の利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号等を当金庫所定の方法により登録します。
 - 前号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。
 - 前第4号のお申込をいただいたお客様においては、当金庫所定の方法により、当金庫が提供するくさのしんWEB－F B>で使用している電子証明書、ログインパスワードを、それぞれ本サービスの電子証明書、ログインパスワードとして登録することができます。なお、本サービスで利用する承認パスワード等の登録が別途必要になります。
- 本人確認手続き**
 - 本サービスにおける管理者の本人確認方法および依頼内容の確認方法は、管理者が端末にて提示または入力した電子証明書、お客様暗証番号、確認用パスワードと当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
 - 前第4項によりすでに利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号の登録、電子証明書のインストールが完了した代行利用者の取引における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、利用者自身が端末にて提示または入力した電子証明書、利用者暗証番号および依頼内容確認暗証番号等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。
 - 当金庫は、前第2号に基づき本人確認および依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - お客様の有効な意思による申込であること。
 - 電子記録が受信した依頼内容が真正なものであること。
 - 当金庫債権サービス利用申込時において、当金庫に口座間決済用口座を新たに申込み場合は、前第1～第3号の他、当金庫所定の口座開設に係る本人確認手続きが必要となります。
 - 第1条が本項に定める本人確認および依頼内容の確認として取引を実施した場合、利用者番号、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号等または電子証明書につき不正使用、誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、第32条（免責事項）に該当するものとみなし、当金庫は責任を負いません。
- 電子証明書の有効期間および更新**
 - 電子証明書は、当金庫所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。管理者および代行利用者は、有効期間が満了する前に当金庫所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。
 - 前号による電子証明書の更新が行われなかった場合、電子証明書は有効期間の満了日をもって失効するものとし、お客様は、以後本サービスを利用することができません。
 - 本サービスが解約、利用停止その他の事由により終了した場合、またはお客様が電子証明書方式からID・パスワード方式に変更した場合は、発行済みの電子証明書は、残存期間があっても、当該終了日をもって失効します。
- 電子証明書の取扱い**

- 電子証明書は、管理者および代行利用者本人が保管するものとします。また、第三者への譲渡・貸与はできません。
- 電子証明書の内容に変更が生じた場合、当金庫所定の変更手続きを行ってください。
- 端末の譲渡・破棄等により電子証明書の管理ができなくなる場合には、必ず電子証明書の削除を行ってください。
- 端末の譲渡・破棄等により新しい端末を使用する場合は、当金庫所定の方法により電子証明書を再度インストールしてください。
- 管理者および代行利用者本人に次に定める事由のいずれかが生じた場合は、取引の安全性を確保するため、速やかに当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。
 - ①電子証明書をインストールした端末の譲渡・廃棄等を行った際に「電子証明書」の削除を行わなかった場合。
 - ②電子証明書をインストールした端末が紛失・盗難等に遭った場合。
 - ③電子証明書に偽造、変造、流出、盗用等が生じ、またはそれらのおそれがあると判断した場合。この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、必要に応じて本サービスの利用停止等の措置を講じます。当金庫は、この届出に基づく所定の手続の完了前に生じた電子証明書の第三者による不正使用等による損害については責任を負いません。
- ID・各種暗証番号の管理**

- ID・各種暗証番号は、お客様の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。また、各種暗証番号は、生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することも避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。
- ID・各種暗証番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。
- 本サービスの利用にあたり、各種暗証番号の誤入力当金庫所定の回数連続して行われた場合、その時点で当金庫は本サービスを停止するまで、本サービスの再開を承認し、お客様は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きをとってください。
- 前第1号の第三者への開示、知られやすい暗証番号を使用していたケースおよび前第2号の偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合に必要な連絡を行わなかったケースを直接の原因として、第三者が管理者・代行利用者本人になりまして取引を実施するなどの事故があっても、当金庫は前第7項5号に準じ暗証番号の通常使用による当該取引を有効なものとして取扱い、またそのために生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、第32条（免責事項）に該当するものとみなし、当金庫は責任を負いません。

11. 取引の依頼方法の確定

- 当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、当金庫はお客様に依頼内容を確認し、お客様は、その内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨当金庫に回答してください。この回答が各取引で定める当金庫所定の確認期間内に行われ、かつ当該期間中に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫所定の方法で各取引の手続を行います。
なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。
- 前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当金庫まで速やかにご照会ください。この照会がなかったことよって生じた損害については、第32条（免責事項）に該当するものとみなし、当金庫は責任を負いません。

第14条（利用日・利用時間）

- 第3条に定めるサービスの利用日および利用時間は、当金庫所定の利用日および利用時間とします。なお、お申込時点で当金庫所定の利用日および利用時間は、お客様に提供する利用手順書等に記載のとおりとします。
- 当金庫所定の利用日および利用時間については、お客様に事前に通知することなく変更する場合は

あります。

第15条（利用口座）

- お客様は、本サービスで利用する当金庫本店に開設している口座を決済口座として、申込書により当金庫宛に届け出てください。
- 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの利用口座を登録します。ただし、利用口座として指定可能な預金の種類は当座預金口座または普通預金口座とし、口座種類の選択は、お客様の判断によりります。
- 届出可能な利用口座の口座数は、当金庫所定の口座数以内とします。
- 届出可能な利用口座は、お客様名義の口座のみとします。
- 利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により当金庫の取引店に届け出てください。

第16条（利用手数料）

- 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）をいただきます。なお、利用手数料には消費税等相当額を含みます。
- 当金庫は、利用手数料を普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、予め指定された決済口座（複数ある場合には代表口座）から、当金庫所定の日に自動的に引落します。
- 当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。但し、利用手数料変更の通知は、店頭や郵便その他電子的手段などのうち、当金庫が選択する手段により行います。
- お客様は、取引内容より利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとし
- 過去にお客様であった方やその他利害関係者が、当金庫に対して電子記録に関する開示の請求をする場合は、当金庫所定の手数料および消費税をいただきます。

第17条（口座間送金決済兼預金口座振替規程）

- 債務者として利用される場合には、発生させたでんさいの支払期日の前営業日までに当該でんさいの決済資金を利用口座にご準備ください。
- 当金庫では、お客様が債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金を当座勘定規定の定めにかかわらず、通帳・払戻請求書または当座小切手の提出を受けることなしに、当金庫の所定の時間に利用口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の利用口座に払い込みを行っていただきます。なお、預金口座振替の処理細則は当金庫が別に定める利用手順書等によります。
- 前項による利用口座からの決済資金の引き落としができない場合は、債権者への口座への払い込みを行う事はできません。ただし、当金庫が認めた場合で当金庫所定の時間まで当該決済資金の入金があれば、払い込みを行っていただきます。なお、支払期日が金融機関休業日休体系日にある場合の払い込みは、翌営業日に行います。
- 支払期日が同日の複数のでんさいの支払いがあった場合、またはその他小切手、手形の支払等があった場合、いずれを先に利用口座から引き落とすかの順序は、当金庫の判断により行わせていただきます。
- でんさいの償還減りより支払期日が同日のでんさいが複数ある場合には、当金庫所定の債権単位にて引き落しをさせていただきます。

第18条（口座間送金決済の中止）

債権者または債務者であるお客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当金庫に対して口座間送金決済の中止の申出を行うことができます。

第19条（異議申立）

- 前条より口座間送金決済の中止の申出を行った債務者であるお客様は、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対し、異議の申立てをすることができます。
- 前項の異議申立は、前項のお客様が、支払期日の前営業日までに、異議申立預託金を当座に預け入れていただくことが必要です。ただし、支払不能事由が不正作出であり、かつ、でんさい事故調査会が債務者の異議申立預託金の預け入れの免除の申立を正当な理由があるものと認めた場合には、この限りではありません。
- 支払不能事由が不正作出である場合には、お客様は当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、でんさいネットに対して、異議申立に合わせて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができます。

第20条（債権者利用限定特約等の解除）

お客様が、債権者利用限定特約または保証利用限定特約の解除をご希望の場合には、当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより、当金庫の審査を得た上で、当該特約の解除を行うことができます。

第21条（利用者登録事項の変更）

お客様は、利用者登録事項に変更が生じた後、遅滞なく、当金庫に対して当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただくことにより変更の内容を届け出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第22条（個人であるお客様が死亡した場合の取扱い）

- お客様が死亡した場合に相続人等が利用者の地位を継承した旨の届出は、相続人等の代表者が当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出ください。
 - 相続人等の代表者は、前項の届出書に、次に掲げる書類を添付してください。
 - でんさいネットが指定する書類
 - 当金庫が指定する書類
 - 相続人等は、前第1項の書面を提出した後、当金庫所定の手続が完了した後でなければ、本サービスを利用することはできません。

第23条（合併及び会社分割の取扱）

- お客様が合併または会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合には、利用契約の地位を承継したお客様は、遅滞なく、当金庫の取引店に対し、当金庫所定の書面により、その旨届け出てください。
- 前項の場合には、お客様は、前項の届出後、当金庫所定の審査の結果、承継した利用契約の地位に基づく本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。

第24条（利用者による解約）

- お客様は当金庫所定の書面を当金庫の取引店にご提出いただき、本規程と業務規程等にかかる契約の解約の申出を行うことができます。
- 前項の解約は、当金庫がお客様を電子記録債務者または債権者とするでんさいのうち、解約の対象となる利用契約にかかるでんさいの全部が消滅したことを支払等記録等によって確認したとしかに行うことができます。

第25条（当金庫による解除）

- 当金庫は、お客様が次に掲げる事由に該当する場合には、いつでも、利用者に事前に通知または催告をすることなく、本規程に基づく契約を解除することができます。
 - でんさいネット業務規程に定める解除事由に該当した場合
 - 第2条に定める要件を満たさなくなった場合
 - 本規程に違反した場合
 - その他当金庫が前各号に準ずると認めた場合
- 当金庫が、前項の規程により解除の通知を発信した場合には、到達のいかににかかわらず、通知する解除日にその効力を生ずるものとします。
- 本規程による契約が解約または解除された後も、第16条、第30条、第32条、第35条および第37条の規程はなお効力を有するものとします。

第26条（破産手続開始決定等の届出等）

お客様は、破産手続開始決定等、業務規程等で定める事由が生じた場合には、遅滞なく、当金庫の取引店に、当金庫所定の書面によりその旨届け出るものとします。

第27条（電子記録の訂正等の届出）

お客様は、自己の請求に係る電子記録について、異なる内容の記録がされているなど業務規程等に定める事由を知った場合は、当金庫取引店等に直ちに当金庫所定の書面により、その旨届け出るものとします。

第28条（譲渡・買入・貸与の禁止）

本契約に基づくお客様の権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・買入・貸与等することができません。

第29条（利用者情報等の取扱い）

- 当金庫は、利用者情報および法人関係情報（以下「利用者情報等」と総称します）を厳正に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、電子債権法および電子債権記録機関ガイドラインの定める利用範囲、利用者情報の取扱いに関する同意書の各項および本規程に定めた場合以外には利用者情報等の利用を行いません。
- 当金庫は、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用者情報を利用します。
 - でんさいネットから委託を受けた業務を遂行するため
 - でんさい取引円滑化のため
 - 当金庫の与信取引上の判断のため
 - 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認等や、本サービスを利用する資格等の確認のため
 - 本サービスの申込の受付および継続的な取引における管理のため
 - 利用者との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - 当金庫での市場調査、データ分析およびアンケートの実施などによる金融サービスの研究や開発のため
 - 当金庫の金融商品・サービスに関する提案のため
 - その他当金庫との取引を円滑に行うため
- 当金庫は、参加金融機関業務を遂行するため、でんさい取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、でんさいネット及び第三者に対して利用者情報等を提供し、お客様は当該提供について同意するものとします。
- でんさいネットは、電子債権記録業を遂行するため、でんさい取引円滑化のためおよび参加金融機関の与信取引のために、第三者に対して利用者情報等を提供し、お客様は当該提供について同意するものとします。
- でんさいネットまたは参加金融機関は、業務規程等に基づき債権記録に記録されている事項もしくは記録請求に際して提供された情報の開示を請求した者に対して、次に掲げる事項を開示し、お客様は、当該開示について同意するものとします。
 - 発生記録における債務者の決済口座に係る情報
 - 譲渡記録の譲受人の決済口座に係る情報
 - 支払等記録における支払等を受けた者に係る情報
 - 利用者等の属性、利用者番号および代表者名
 - 譲渡記録における譲渡人に係る情報（決済口座を含む）
 - 強制執行等記録における強制執行等を受けた電子記録名義人に係る情報
 - 支払不能事由に係る情報
 - 異議申立の有無に係る情報
 - 電子記録、電子記録の請求、当該請求の有無、当該請求に係る通知または当該請求の取消に係る情報
 - その他業務規程等で開示の対象となる情報

第30条（機密保持）

お客様は、本サービスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部に漏洩しないものとします。お客様による故意もしくは重大過失を原因として当金庫および第三者の機密が外部に漏洩した場合、当金庫および第三者が被った損害をお客様に請求する場合があります。また、同様の原因において、当金庫および第三者の機密が漏洩したことによりお客様自身が損害を被った場合、当金庫の責に帰すべき事由がある場合を除き、第32条（免責事項）に該当するものとみなし、当金庫は責任を負いません。

第31条（通知等の連絡先）

- 当金庫は、お客様に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当金庫に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。その場合、当金庫とのその他取引により知りえた連絡先を用いる場合もあります。
- 当金庫はお客様に対して通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更や意などお客様の責めに帰すべき事由により、これが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 当金庫の届出に達しない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第32条（免責事項）

- 当金庫は、本サービスにおける届出印を決済口座（代表口座）による届出印とし、お客様は当該届出印を、今後発生する本サービスに関する一切の書面による申込み、届出、依頼、通知等に使用するものとし、当該届出印を押捺して作成された書面であれば、本サービスに関するお客様の意思表示した書面であるものとみなします。
- 当金庫が、諸届出書類又は諸請求書類に使用された印影または署名を、届出印（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものとして取扱いした場合、その諸届出書類又は諸請求書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 当金庫が利用者の電子証明書、ID、各種パスワード等の本人確認のための情報が当金庫に登録されたものと一致することを当金庫所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合には、それが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかった場合でも、それによって生じた損害は利用者の負担とし、利用者はでんさいの電子記録にしたがって責任を負うものとし
- 当金庫以外の参加金融機関またはでんさいネットの責めに帰すべき事由により、本サービスの取扱い遅延・不能その他の過誤が生じたことに起因する損害については、当金庫は責任を負いません。
- 災害・事変、法令、当金庫の責めに帰すことのできない裁判所等の公的機関の措置によりお客様に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電話回線、専用回線、移動体通信網、インターネット等の通信経路において当金庫が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じた場合、または盗聴等がなされたことにより利用者の取引情報が漏洩した誤謬、それらのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 本サービスをを通じてなされたお客様と当金庫間通信の記録等は、当金庫所定の期間に限り当金庫所定の方法・手続きによって保存するものとします。当該期間経過後は、当金庫がこれらの記録等を消去したことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼働する環境については、お客様の責任において確保してください。当金庫は、端末が正常に稼働することによって保証するものではありません。万一、端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第33条（でんさいの活用）

お客様は、当金庫に対し、別に締結する信用金庫取引約定書等に基づき、当金庫所定の手続きによりでんさいの割引等を行う与信取引の申込をすることができるものとします。

第34条（関係規定の適用・準用）

本規程に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等の各規定により取扱います。これらの規定と本規程との間で取扱いが異なる場合、本サービスに関しては本規程が優先的に適用されるものとします。

第35条（規程等の変更）

- 当金庫は、本規程の内容をお客様に事前に通知することなくホームページ掲載等で公表することにより任意に変更できるものとします。
- 変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。その際は変更後の規程をお客様へ交付することはいたしません。
- 当金庫の責による場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

第36条（業務規程等による取扱い）

- 本サービスについては、前条のほか、業務規程等その他でんさいネットが定めた規則および当金庫の定めた利用手順書等に従って処理するものとします。
- 災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第17条第2項の規程にかかわらず、支払期日が経過したでんさいについて利用口座から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。
- 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第37条（準拠法・合意管轄）

- 本規程の準拠法は日本法とします。
- 本規程に基づく諸取引に關して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫（本店）の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにします。

以上

(2013.2)